

令和5年5月9日

「第106回コーデックス連絡協議会」の開催及び一般傍聴について

厚生労働省、消費者庁及び農林水産省は、令和5年5月30日（火曜日）に、コーデックス委員会における活動状況の報告と検討議題に関する意見交換を行うため、「第106回コーデックス連絡協議会」を開催します。なお、ウェブ上の傍聴を受け付けます。

1. 開催概要

(1) 厚生労働省、消費者庁及び農林水産省は、コーデックス委員会（※）の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うため、コーデックス連絡協議会を開催しています。コーデックス連絡協議会の委員、活動内容等は、以下のURLページに掲載しています。

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/codex/index_00001.html

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_001/

農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/syousan/ki_jun/codex/index.html

(2) 今回は、令和5年6月に開催される第42回分析・サンプリング法部会(CCMAS)及び令和5年6月から7月にかけて開催される第54回残留農薬部会(CCP)の主な検討議題の説明を行い、令和5年3月に開催された第53回食品添加物部会(CCFA)及び令和5年4月に開催された第16回食品汚染物質部会(CCCF)の報告を行い、意見交換を行うこととしています。

※コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)は、1963年にFAO(国連食糧農業機関)とWHOが合同で設立した政府間組織です。消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を保証するために、国際標準となる食品の規格(コーデックス規格)や基準・ガイドラインなどを定めています。

2. 開催日時及び開催形式

日時：令和5年5月30日（火曜日）10時～12時30分

開催形式：ハイブリッド

- ・委員はAP虎ノ門Aルーム（東京都港区西新橋1-6-15）またはウェブにて参加
- ・傍聴はウェブのみ

3. 議題

(1) コーデックス委員会の活動状況

ア 今後の活動について

- ・第42回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
- ・第54回 残留農薬部会（CCPR）

イ 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第53回食品添加物部会（CCFA）
- ・第16回食品汚染物質部会（CCCF）

(2) その他

これまでの当会議の議事概要等は以下のURLページで御覧になれます。また、今回の会議資料は、令和5年5月26日（金曜日）までに厚生労働省のURLページに掲載するとともに会議終了後に3省庁のURLページで公開することとしております。

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/codex/index_00001.html

消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_001/

農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/study/codex/index.html>

4. 傍聴可能人数

100名程度

5. 傍聴申込要領

(1) 申込方法

電子メールにて、以下の申込先に、「第 106 回コーデックス連絡協議会」の傍聴を希望する旨、御氏名（フリガナ）、御連絡先（電話番号、電子メールアドレス）、勤務先・所属団体名等を明記の上、お申込みください。

（電話でのお申込みは御遠慮願います。また、消費者庁 食品表示企画課及び農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課ではお申込みをお受けできません。）

<電子メールによるお申込先>

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 宛て

電子メールアドレス： codexccp■mhlw.go.jp

（迷惑メール対策のため、@を■で表記しております。お手数ですが、■を@に置換えて御使用ください。）

(2) 申込締切等

令和 5 年 5 月 23 日（火曜日）17 時必着です。

希望者多数の場合には、各社・各団体から 1 名までとさせていただきます。その上で、定員に達した場合は締め切らせていただきます。

傍聴の可否については、5 月 24 日（水曜日）までに御連絡します。

(3) 傍聴される皆様への留意事項

次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、今回及び今後の傍聴をお断りすることがあります。

- ・ウェブ会議を撮影、録画・録音をしないこと
- ・ウェブ会議用の URL を転送したり SNS で公開したりしないこと
- ・その他、事務局職員の指示に従ってください。

(4) その他

- ・傍聴等に係るインターネット通信料は、参加者の負担となります。
- ・安定したネットワーク環境の利用を推奨します。
- ・ネットワークの回線状況や Wi-Fi 環境により動作に支障が出る場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、御本人への連絡を行う

場合に限り利用させていただきます。

6. 報道関係者の皆様へ

報道関係者で傍聴を希望される方は「5 傍聴申込要領」に従い、傍聴を希望する旨を記載し、電子メールによりお申込みください。その場合、報道関係者である旨を必ず明記してください。

(担当)

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
担当者：国際食品室 佐々木、海老名
代表：03-5253-1111（内線 2405）
FAX：03-3503-7965

消費者庁 食品表示企画課
担当者：宗、菊田、名達
代表：03-3507-8800（内線 2329）
FAX：03-3507-9292

農林水産省 消費・安全局
食品安全政策課
担当者：国際基準室 織戸、堀米、太田
代表：03-3502-8111（内線 4471）
ダイヤルイン：03-3502-8732
FAX：03-3507-4232